

幕別町義務教育学校開校準備委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、幕別町附属機関設置条例（令和2年条例第11号）に基づき、幕別町義務教育学校開校準備委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 義務教育学校の校名、校歌及び校章に関すること。
- (2) 義務教育学校の施設及び設備に関すること。
- (3) 義務教育学校の教育課程区分及び指導形態に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、義務教育学校の開校に向けた準備や諸課題に関すること。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会教育部学校教育課において行う。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年12月19日から施行する。